

# 屋外広告の手引き

---

—屋外広告業の登録編—



広島県土木建築局都市計画課

SINCE 2014.3

## 目 次

屋外広告業の概要	屋外広告業とは	1
	登録制導入	1
	登録の有効期間	1
	業務主任者の選任	1
	登録の拒否	2
	登録の取消・営業の停止について	2
	罰則等について	2
屋外広告業登録申請等手続き	登録(新規・更新)申請	3
	登録事項変更の届出	6
	廃業等の届出	8
屋外広告業登録(新規・更新) 申請手数料	手数料額	10
	納入方法	10
屋外広告業登録後の注意事項	標識の掲示	11
	帳簿の備付	11
	立入検査等	11
屋外広告業登録業者一覧表	広島県屋外広告業登録業者	12

## 屋外広告業の概要

### 屋外広告業とは

広告主から屋外の広告物の表示・設置に関する工事を請け負うことを業として行う営業のことです。このとき、元請け又は下請けといった立場の形態の如何は問いません。よって、設置工事を請け負わない広告代理業や広告物の印刷、製作を行うだけの場合は屋外広告業には該当しません。

### 登録制導入

広島県の区域内で屋外広告業を営むためには、広島県の登録(平成19年度開始)が必要となります。ただし、広島市、呉市及び福山市の区域内で屋外広告業を営むためには、それぞれ広島市、呉市及び福山市に登録が必要となります。

詳しくは、次の窓口にお問い合わせください。

- 広島市都市整備局都市計画課(電話:082-504-2277)
- 呉市都市部都市計画課(電話:0823-25-3366)
- 福山市建設局土木部土木管理課(電話:084-928-1079)

### 登録の有効期間

登録の有効期間は5年間です。

有効期間満了後も引き続き屋外広告業を営もうとする場合は、登録の有効期間が満了する日の30日前までに更新の手続きが必要です。

### 業務主任者の選任

登録を受けようとする場合には、一定の資格を有する業務主任者を、県の区域内で営業を行う営業所ごとに選任しなければなりません。

必ずしもその営業所に専任の者であることは要しませんが、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、通常勤務時間中はその事業所の業務に随時従事し得る者でなければなりません。

### 【業務主任者となることができる資格】

- 登録試験機関の試験合格者(屋外広告士)
- 広島県が行う屋外広告物講習会修了者
- 他の都道府県、指定都市又は中核市が行う屋外広告物講習会修了者
- 広告美術仕上げに関する職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者

### 【業務主任者の主な業務】

- 法令の規定の遵守に関すること
- 広告物の設置に関する工事の適正な施工や安全の確保に関すること
- 帳簿の記載に関すること

## 登録の拒否

次の事項に該当する場合は、登録することができません。

- 県条例の規定により登録を取り消された日から2年を経過していない者
- 県条例により登録を取り消された日前30日以内にその法人の役員であった者で2年を経過していないもの
- 県条例による営業停止期間が経過していない者
- 法に基づく条例(他都道府県市条例含む。)又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑罰を受け、その執行が終わってから2年を経過していない者
- 未成年者又は法人が申請する場合で、その法定代理人又は法人の役員が上記のいずれかに該当する者がいるとき
- 業務主任者を選任していない者
- 登録申請書又はその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があったり、重要な事実の記載がなかった場合

## 登録の取消・営業の停止について

屋外広告業者が次の事項に該当した場合は、登録を取り消すか、6か月以内の期間を定めて、営業の全部又は一部の停止を命じることがあります。

登録の取消し等の処分を受けると、屋外広告業者監督処分簿へその処分の内容等が登載され、一般の閲覧に供されます。

- 偽りその他不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき
- 登録拒否事項のいずれかに該当することとなったとき
- 登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- 法に基づく条例(他都道府県市条例含む。)又はこれに基づく処分に違反したとき

## 罰則等について

条例に違反した場合は、罰則等が科せられます。

登録(更新含む。)を受けないで屋外広告業を営業した者	1年以下の懲役又は
偽りその他不正の手段により登録(更新含む。)を受けた者	50万円以下の罰金
営業の停止命令に違反した者	
登録事項の変更届出をせず、又は虚偽の届出をした者	30万円以下の罰金
業務主任者を選任しなかった者	
報告や立入検査を拒んだり妨げる等の行為を行った者	20万円以下の罰金
廃業等の届出を怠った者	5万円以下の過料
標識を掲示しない者	
帳簿を備えず、記載せず、虚偽記載をし、保存しなかった者	

## 屋外広告業登録申請等手続き

屋外広告業登録に関する手続きには次のものがあります。

- 登録(新規・更新)申請
- 登録事項変更届
- 廃業等届

### 登録(新規・更新)申請

#### 申請期限

新規申請の場合・・・随時

更新申請の場合・・・登録の有効期間が満了する日の30日前まで  
(登録有効期間の満了する月の2月前から更新申請可)

#### 手数料

新規, 更新とも10,000円

#### 登録申請先

広島県土木建築局都市計画課(県庁北館5階東側)  
住所: 〒730-8511広島県広島市中区基町10番52号  
電話: 082-513-4111

#### 申請書提出方法

持参又は郵送等(必ず簡易書留)してください。

持参される場合の受付時間・・・開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで  
(ただし, 正午から午後1時までは除く。)

## 提出書類

項目	書類の名称	申請者の区分			留意事項	
		法人	個人 (成年)	個人 (未成年)		
申請書	屋外広告業登録申請書	○	○	○	・広島県収入証紙の貼付又は払込証明書添付(10,000円)	
添付書類	誓約書	○	○	○	・コピーは不可 ・法人の場合は役員全員	
	住民票	申請者本人	—	○		○
		法定代理人	—	—		○
		法人役員	○	—		(○)
		業務主任者	○	○	○	
	登記簿(履歴事項全部証明書)	○	—	(○)	・コピーは不可 ・新規申請の場合、現在事項全部証明書でも可	
	略歴書	申請者本人	—	○	○	・個人ごとに作成
		法定代理人	—	—	○	
		法人役員	○	—	(○)	
		業務主任者の資格を証する書面の写し	○	○	○	屋外広告士登録証, 屋外広告物講習会修了証, 職業訓練指導員免許証, 職業訓練修了証, 技能検定合格証など

※住民票及び登記簿は、申請日の前6か月以内に発行されたもの

### 提出にあたっての注意事項

提出部数は1部です。

#### 屋外広告業登録申請書

法人の場合は、法人の代表者名で申請書を提出してください(代表者権限のない支社長, 支店長, 営業所長等の名義による申請はできません。)

#### 誓約書

登録申請者が、本人又は役員等が登録の拒否事項に該当していないこと誓約するものです。

## 住民票

---

申請日の前6か月以内に発行されたものに限り(コピーは不可)。

次の者の住民票が必要です。

これに変わる書類でも可。例)外国人登録原票記載事項証明書

- 登録申請者が法人の場合・・・役員全員(監事、監査役等は除く)
- 登録申請者が個人の場合・・・本人
- 登録申請者が未成年者の場合・・・本人, その法定代理人又は法人の役員全員
- 業務主任者

## 登記簿(履歴事項全部証明書) ※新規申請の場合, 現在事項全部証明書でも可

---

申請日の前6か月以内に発行されたものに限り(コピーは不可)。

登記申請者が法人の場合に必要です。

登記申請者が個人の場合であっても, 商号を登記しているときは必要です。

## 略歴書

---

次の者の略歴書が必要です。

- 登録申請者が法人の場合・・・役員(監事、監査役等除く)全員
- 登録申請者が個人の場合・・・本人
- 登録申請者が未成年者の場合・・・本人, その法定代理人又は法人の役員全員

## 業務主任者の資格を証する書面の写し

---

屋外広告士登録証, 屋外広告物講習会修了証, 職業訓練指導員免許証, 職業訓練修了証, 技能検定合格証などの写しです。

## 登録事項変更の届出

### 届出要件

次の登録事項の変更があったとき。

#### 【法人の場合】

法人の名称及び所在地, 代表者の氏名, 役員の氏名, 営業所の名称及び所在地, 業務主任者の氏名

#### 【個人の場合】

商号及び氏名, 住所, 営業所の名称及び所在地, 業務主任者の氏名

### 届出期限

変更があった日から30日以内

### 手数料

必要ありません。

### 届出先

広島県土木建築局都市計画課(県庁北館5階東側)

住所: 〒730-8511 広島県広島市中区基町10番52号

電話: 082-513-4111

### 届出書提出方法

持参又は郵送等してください。

持参される場合の受付時間・・・開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

(ただし, 正午から午後1時までを除く。)

## 提出書類

- 1 屋外広告業登録事項変更届出書
- 2 添付書類

個人・法人	変更事項	添付書類
【個人の場合】	商号及び氏名, 住所	●住民票
	営業所の名称及び所在地	●変更になったことがわかる書類
		●登記簿(履歴事項全部証明書)
		(※商業登記の変更を必要とする場合に限る。)
業務主任者	●業務主任者の資格を有することを証する書面の写し, ●住民票	
【法人の場合】	法人の名称及び所在地, 代表者の氏名	●登記簿(履歴事項全部証明書)
	法人の役員氏名(就任の場合)	●誓約書, ●略歴書, ●住民票, ●登記簿(履歴事項全部証明書)
	法人の役員氏名(退任等の場合)	●登記簿(履歴事項全部証明書)
	営業所の名称及び所在地	●変更になったことがわかる書類
		●登記簿(履歴事項全部証明書)
		(※商業登記の変更を必要とする場合に限る。)
業務主任者	●業務主任者の資格を有することを証する書面の写し, ●住民票	

※住民票及び登記簿(履歴事項全部証明書)は、届出日の前6か月以内に発行されたもので、コピーは不可

### 提出にあたっての注意事項

提出部数は1部です。

変更届の提出に対し受理したことの通知はしませんので、必要であれば申し出てください。その際、提出された変更届に受領印を押したものの写しをお送りしますので、返信用封筒を御用意ください。

## 廃業等の届出

### 届出要件

次の理由により廃業等するとき。

届出の理由	届出をする人
屋外広告業者が死亡した場合(※)	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人
法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合	その清算人
県の区域内において屋外広告業を廃止した場合	屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

※相続人が屋外広告業を営もうとする場合は、新たに登録を受ける必要があります。

### 届出期限

廃業等した日から30日以内

### 手数料

必要ありません。

### 届出先

広島県土木建築局都市計画課(県庁北館5階東側)  
住所: 〒730-8511 広島県広島市中区基町10番52号  
電話: 082-513-4111

### 届出書提出方法

持参又は郵送等してください。

持参される場合の受付時間・・・開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで  
(ただし、正午から午後1時までを除く。)

---

## 提出書類

---

- 1 屋外広告業廃業等届出書
- 2 添付書類  
必要ありません。

---

## 提出にあたっての注意事項

---

提出部数は1部です。

廃業等届の提出に対し受理したことの通知はしませんので、必要であれば申し出てください。その際、提出された廃業等届に受領印を押したものの写しをお送りしますので、返信用封筒を御用意ください。

## 屋外広告業登録(新規・更新)申請手数料

### 手数料額

10,000円(新規・更新とも)

### 注意事項

納入された手数料は、理由(登録されなかったり、申請を取り下げたりした場合等)を問わず返還しません。

### 納入方法

納付書による金融機関払込により納付してください。

#### 新規登録申請者のみなさま

登録申請手続きを希望する旨を**申請前**に電話、電子メールもしくはFAXで連絡してください。納付書をお送りしますので、下記の金融機関の窓口で手数料を納付し、申請の際、払込証明書を添付してください。

連絡先: 広島県土木建築局都市計画課

電話: 082-513-4111

メールアドレス: [dokeikaku@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:dokeikaku@pref.hiroshima.lg.jp)

FAX: 082-223-2397

#### 更新登録申請者のみなさま

更新手続きの通知(有効期間満了月の約2カ月前)の際、納付書を同封していますので、下記の金融機関の窓口で手数料を納付し、更新申請の際、払込証明書を添付してください。

#### 納付書により払込できる金融機関

広島 県外	広島銀行, みずほ銀行, 三井住友銀行
広島 県内	各銀行(ゆうちょ銀行(郵便局)を除く), 各信用金庫, 各信用組合, 商工組合中央金庫, 広島県信用農業協同組合連合会, 広島県信用漁業協同組合連合会, 各農業協同組合, 労働金庫

## 屋外広告業登録後の注意事項

### 標識の掲示

営業所ごとに所定の標識を掲示してください。

様式第19号（第25条関係）

屋 外 広 告 業 者 登 録 票	
商号、氏名又は名称	
法人である場合の 代表者の氏名	
登 録 番 号	広島県屋外広告業登録第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
営 業 所 名	
この営業所に置かれて いる業務主任者の氏名	

備考 登録票の大きさは、縦35センチメートル以上、横40センチメートル以上とする。

### 帳簿の備付け

広告物の表示・設置の契約ごとに帳簿を作成し、営業所に備え置きしてください。

帳簿の保存期間は、事業年度の末日で閉鎖しその後5年間です。

帳簿には、次に掲げる事項を記載しなければなりません。

- 注文者の氏名及び住所（注文者が法人の場合は、名称及び主たる事務所の所在地）
- 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
- 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
- 広告物又は掲出物件の表示又は設置の年月日
- 請負金額

※帳簿に記載すべき事項が、電子計算機に備えられたファイル、磁気ディスク、CDROM等により確実に記録しておくことができ、かつ、必要に応じて営業所において明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができます。

### 立入検査等

知事は、県の区域内で屋外広告業を営む者に対して、条例の施行に必要な限度において、その営業につき、必要な報告を求めたり、立入検査を行うことがあります。

## 屋外広告業登録業者一覧表

### 広島県屋外広告業登録業者

広島県ホームページにおいて公開します。